

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年7月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900010号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900012号

第1 結論

昭和57年4月から昭和63年3月までの請求期間及び平成4年8月から同年10月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年4月から昭和63年3月まで
② 平成4年8月から同年10月まで

私の元妻が、一人で昭和63年6月にA市B区役所に私達夫婦の転入手続に行った際に、区役所の職員から私の国民年金の加入を勧められた。その話を元妻から聞いた私は、加入時期については、私が社会人になって収入を得るようになった昭和57年4月からにしようと決めて、改めて昭和63年6月に元妻に区役所で私の国民年金の加入手続を行ってもらった。その際、元妻は、窓口で請求期間①を含む昭和57年4月から昭和63年6月までの期間の国民年金保険料を一括納付したのだと思う。

請求期間②についても、元妻が私の国民年金保険料を納付してくれたと思うが、全て元妻に任せていたので、詳細は分からない。

請求期間①及び②が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の未納期間とされている請求期間①及び②の保険料について、元妻が納付していたはずであるとして、当該期間を納付済期間にするように記録訂正を求めている。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする元妻からの聴取を希望していないことから、当該期間の保険料の具体的な納付状況を確認することができない。

また、請求期間①の72か月分の国民年金保険料について、請求者は、元妻が請求期間①直後の昭和63年4月から同年6月までの3か月分と併せて、合計75か月分の保険料を、同年6月に一括してB区役所の窓口で納付したと思う旨陳述しているが、昭和63年6月時点において、当該75か月分の保険料を一括して納付することができる制度は実施されていない。

さらに、請求者が国民年金保険料を一括して納付したとする昭和 63 年 6 月時点において、請求期間①のうち昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付することは可能であるものの、B 区役所によると、区役所の窓口では過年度保険料（国庫金）を納付することはできなかつた上、庁舎内に国庫金の取扱いができる金融機関はなかつたと回答している。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900041号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900013号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年*月から平成4年3月まで

私は、私が20歳になった平成3年*月頃に、両親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとして、前回も今回と同じ請求期間について、納付済期間とするよう訂正請求を行ったが認められなかった。

私は、前回は、平成3年*月頃の加入手続時に交付された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載してあった年金手帳を、平成8年の婚姻に伴い転居したA市の役所で氏名変更手続を行ったときに提出したところ回収され、同役所から新たな国民年金番号が記載された年金手帳の交付を受け、それが現在所持している年金手帳である旨説明した。

しかし、A市の役所から新しい年金手帳を交付されたというのは、私の勘違いであり、役所に出向いた際には、平成3年*月頃の加入手続時に交付された年金手帳だけではなく、平成8年7月に退職したB県の勤務先から受け取った年金手帳も持参しており、その手帳に変更後の氏名と新たな国民年金番号が記載され返却を受けたものであり、それが今持っている年金手帳である。

ただし、前回も説明したが、A市の役所で、平成3年*月頃の加入手続時に交付された年金手帳を回収されたのは間違いなく、その手帳には請求期間の国民年金保険料の領収書が貼付してあった。

以上のとおり、前回訂正請求を行った際の説明に一部誤りがあったので、再度調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者の国民年金番号(*)に係る国民年金被保険者資格記録は、平成8年11月7日に入力処理されている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記以外、別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は

見当たらないこと、ii) 前述の入力処理時点において、請求者に係る国民年金第3号被保険者資格の取得年月日（平成8年8月8日）の入力処理と併せて、その直前の第1号被保険者資格の取得年月日（平成8年7月26日）及び喪失年月日（平成8年8月8日）が入力処理されていることから、請求者は平成8年11月頃に、第3号被保険者資格を取得するために、初めて国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、請求者が20歳になった平成3年*月頃に両親が加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しないこと、iii) 請求期間の国民年金被保険者資格の取得年月日（平成3年*月*日）及び喪失年月日（平成4年4月1日）は、平成10年3月27日の第3号被保険者資格の取得年月日と併せて同年4月21日に入力処理されており、当該入力処理時点においては、請求期間の保険料は、時効により納付することができない上、上記のとおり、請求者の国民年金第1号被保険者資格の取得年月日は、最初の厚生年金保険を喪失した平成8年7月26日であり、請求者が所持する国民年金番号（*）が記載された年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」と一致していること、iv) 請求者は、平成3年*月頃の加入手続の際に交付された年金手帳は、平成8年の婚姻に伴い転居したA市の役所で、氏名の変更手続を行ったときに回収され、新たな国民年金番号が記載された年金手帳の交付を受け、それが現在所持している年金手帳である旨主張しているが、請求者が現在所持する年金手帳の発行都道府県はB県となっており、当該年金手帳の記載内容から請求者が平成4年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付された年金手帳であると推認できることから、請求者に対し、新たに別の国民年金番号を記載した年金手帳が作成されたとは考え難いことなどから、既に平成31年3月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は前回の訂正請求において、現在所持している年金手帳は、平成8年の婚姻に伴い転居したA市の役所で、氏名変更手続を行ったときに同役所で新たに交付されたものであるとしていた説明は、自身の勘違いで、現在所持している年金手帳は、平成8年7月に退職したB県の勤務先から受け取ったものであり、同手帳をA市の役所に提出したところ、変更後の氏名と新たな国民年金番号が記載されて返却を受けたものであるとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が現在所持している年金手帳がA市の役所で交付されたものではなく、請求者がB県の勤務先で厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い交付されたものであることは、上記iv)のとおり、既に前回訂正請求時の調査において推認できていたことであり、新たな事情とは認められない。

また、請求者は前回同様、A市の役所で平成3年*月頃の加入手続時に国民年金番号が記載されている年金手帳が回収され、新たに国民年金番号が付番された旨主張しているが、A市役所の担当者によると、仮に国民年金番号が記載されている年金手帳が提出されたなら、当該番号で取得手続を行うので、新たに別の国民年金番号を付番することはない旨陳述している。

したがって、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900014号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年8月30日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細書等を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年8月30日から同年9月1日に訂正する届出を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成31年2月14日受付)に行ったことが確認できる上、同社から提出された請求者に係る平成28年8月分のシフトが書かれた月次承認リストにより、請求者は、平成28年8月31日まで同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された平成28年8月分給与明細書により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。